

令和8年3月10日

「緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準」等の一部改正について

令和8年3月5日付けで、「緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準」等の一部を改正しました。

変更内容

1. 増築時の協議対象の見直し

以下の条件を全て満たす増築について、緑化協議が不要になりました。

- (1) ア、イの区域を建築敷地に含まない
 - ア 緑化地域^{※1}
 - イ 緑化率の限度の定めがある地区計画区域^{※2}
- (2) 増築後の床面積の合計が、平成16年9月1日（緑化協議関連の条例改正施行日）時点の床面積の合計の1.2倍を超えない。

※1 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域

※2 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例 別表第12(あ)欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画（都市計画法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画をいう。）において、当該区域を2以上の地区に区分している場合は、同表(い)欄に掲げる地区。）

2. 「工場等」の定義の一部見直し

用語の定義のうち「工場等」の「倉庫（配送・物流センター）」について、建築基準法施行規則の主要用途区分の記載に合わせるため、「倉庫業を営む倉庫」に変更しました。

<変更後の「工場等」>

製造・加工・修理等を行う施設、石油・液化ガス等の貯蔵・処理施設、コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシャープラント、発電所・変電所、トラック・バス・タクシー等の営業所・自動車ターミナル、倉庫業を営む倉庫、資材（機材）置き場、立体駐車場、産業廃棄物中間処理場

<問い合わせ先>

横浜市 みどり環境局

公園緑地管理課 公園緑化協議担当

TEL : 045-671-2539